

I. 院内感染対策指針

1.趣旨

本指針は、医療関連感染の予防、および再発防止、集団感染の発生に対する迅速かつ適切な対応など、桑名市総合医療センター（以下、当院という）における感染防止対策（以下、感染対策という）の体制を確立し、安全かつ質の高い医療サービスを提供することを目的として定めるものである。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

- 1) 患者とその家族、訪問者、職員など、院内のすべての人々を対象に感染対策を実践する。
- 2) 施設内で実施される医療処置あるいは看護ケアにおいて、患者および職員への必然的に起こり得る感染の伝播リスクを最小限に抑えること、セーフティマネジメントの観点から予防可能な伝播リスクを排除すること、それらの視点に立って感染対策を推進する。
- 3) すべての人々に感染の機会があると考え、全職員が院内感染対策マニュアルを遵守し、標準予防策と必要に応じて感染経路別予防策を実践する。
- 4) 院内感染が発生した場合は速やかに対処し、原因を究明するとともに、感染対策の改善や強化などを行うことにより、その拡散・再発防止に努める。
- 5) 他の医療機関や行政機関と連携し、地域全体の感染対策を推進する事業に参画する。

3. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

病院長が積極的に感染対策にかかわり、院内感染対策委員会（ICC）、感染対策チーム（ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）などが中心となって、すべての職員に対して組織的な対応と教育を行う。院内感染対策委員会と感染対策チームの規定は別に定める。

4. 感染対策に関する職員研修についての基本方針

院内感染対策の基本的な考え方および標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策など院内感染対策の具体策を全スタッフに周知し、スタッフ個々の院内感染対策に関する知識と意識の向上を図ることを目的に職員研修を行う。

- 1) 全職員を対象とした研修会を、年2回以上開催する。
- 2) 新採用者を対象に感染防止対策の基礎に関する研修を行う。
- 3) 院外で開催される感染対策に関連した各種学会、研修会、講習会の情報を広報し、参加への促進および支援を行う。
- 4) 必要性が生じた場合は、個別、部署別、職種別などの目的に応じた研修会を適宜開催する。
- 5) 院内ラウンド等による個別教育を実施する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) ICTを中心に、当院における感染症の発生状況を把握し、院内感染対策委員会や関連部署などに報告する。また、その結果は感染防止対策の改善に活用する。
- 2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」により報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染発生時は、患者の安全確保を最優先とし、院内感染発生部署と ICT が協力し、速やかに二次感染防止対策と感染症治療を行うとともに、院内感染の拡大を防止する。
- 2) 院内感染患者の異常発生時は、その状況および患者への対応などを病院長に報告する。ICT を中心に、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案し、院内感染の早期終息に努める。

7. その他の院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直しと改訂を行う。

8. 緊急時(重大な感染症発生)の対応に関する基本方針

- 1) 感染症患者発生の緊急時(重大な感染症発生時)には、必要部署と連携を取り緊急で院内感染対策委員会が招集され速やかな対策を講じる。
- 2) 必要に応じて、行政や地域連携施設などの外部機関に協力と支援を要請する。

9. 患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は病院内に掲示するとともに、患者などから本指針および院内感染対策マニュアル閲覧の申し出があった場合にはこれに応じる。

10. 地域連携に関する基本方針

- 1) 当院は「感染対策向上加算 1」の届出を行い、地域の医療機関と感染防止対策に関する連携を行う。
- 2) 「感染対策向上加算 2 または 3」および「外来感染対策向上加算」の届出を行っている医療機関と定期的に合同カンファレンスを行う。
- 3) 「感染対策向上加算 1」の届出を行っている医療機関と、感染防止対策に関わる評価を相互に行う。
- 4) 地域の医療機関や施設等からの相談に対応する。

2018 年 5 月 1 日 作成

2022 年 4 月 18 日 改訂